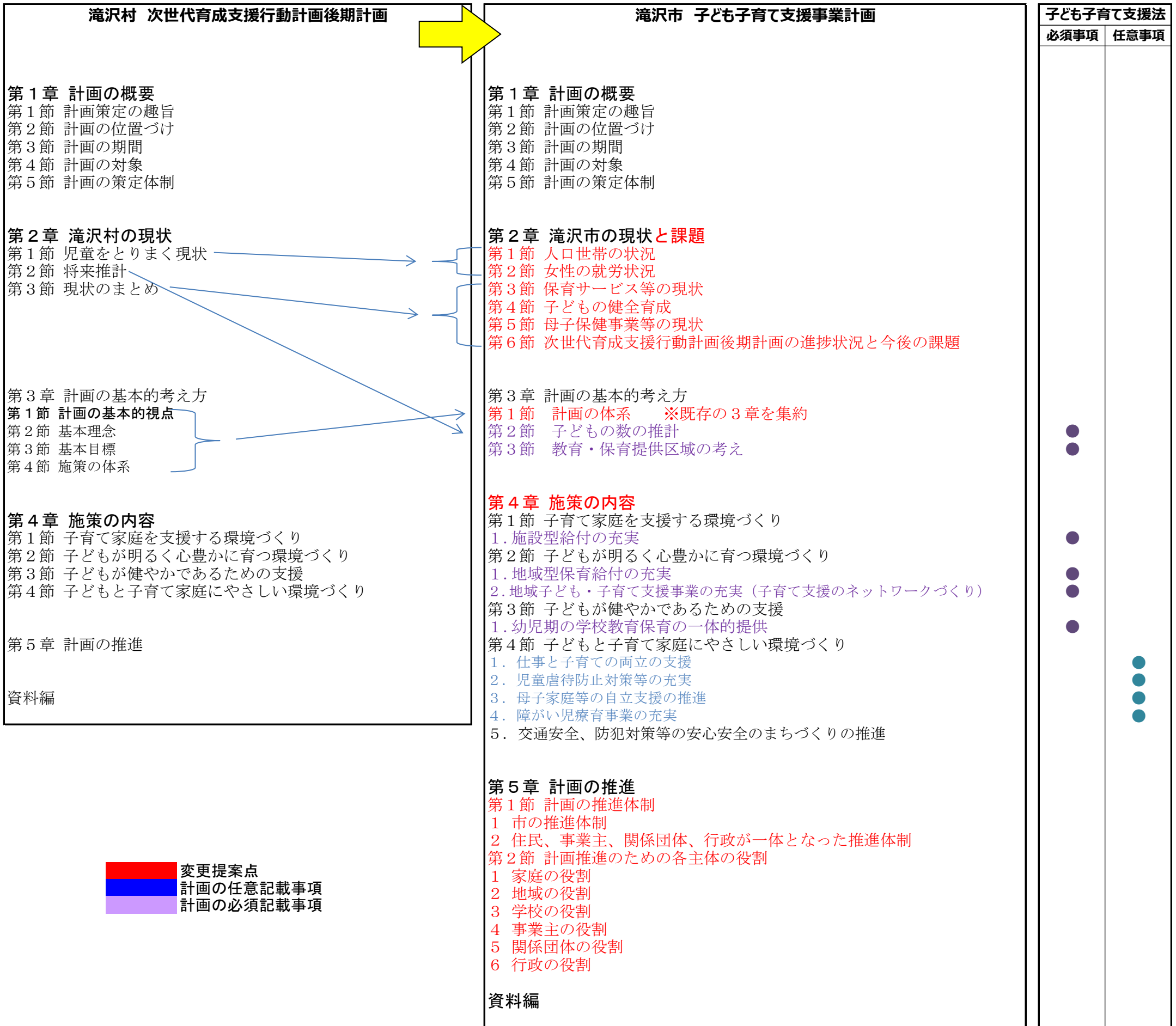


# 滝沢市 子ども子育て支援事業計画 構成案



変更提案点  
 計画の任意記載事項  
 計画の必須記載事項

# 滝沢市 子ども子育て支援事業計画 骨子案

- ・「次世代育成支援行動計画」を継承する計画として考える
- ・事業計画は第4章（施策の内容）に位置づけ

滝沢村 次世代育成支援行動計画後期計画	滝沢市 子ども子育て支援事業計画	子ども子育て支援法	
		必須	任意
<b>第1章 計画の概要</b>	<b>第1章 計画の概要</b>		
第1節 計画策定の趣旨	第1節 計画策定の趣旨		
第2節 計画の位置づけ	第2節 計画の位置づけ		
第3節 計画の期間	第3節 計画の期間		
第4節 計画の対象	第4節 計画の対象		
第5節 計画の策定体制	第5節 計画の策定体制		
<b>第2章 滝沢村の現状</b>	<b>第2章 滝沢市の現状と課題</b>		
第1節 児童をとりまく現状	第1節 人口世帯の状況		
	第2節 女性の就労状況		
第2節 将来推計			
第3節 現状のまとめ	第3節 保育サービス等の現状		
	第4節 子どもの健全育成		
	第5節 母子保健事業等の現状		
	第6節 次世代育成支援行動計画後期計画の進捗状況と今後の課題		
<b>第3章 計画の基本的考え方</b>	<b>第3章 計画の基本的考え方</b>		
第1節 計画の基本的視点	第1節 計画の体系 ※既存の3章を集約		
第2節 基本理念			
第3節 基本目標			
第4節 施策の体系			
	第2節 子どもの数の推計 ※既存の第2章第2節より移動	○	
	第3節 教育・保育提供区域の考え	○	

滝沢村 次世代育成支援行動計画後期計画	滝沢市 子ども子育て支援事業計画	子ども子育て支援法	
		必須	任意
<b>第4章 施策の内容</b>	<b>第4章 施策の内容</b>		
第1節 子育て家庭を支援する環境づくり	第1節 子育て家庭を支援する環境づくり		
	■施設型給付の充実	○	
第2節 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり	第2節 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり		
	■地域型保育給付の充実	○	
	■地域子ども・子育て支援事業の充実 (子育て支援のネットワークづくり)	○	
第3節 子どもが健やかであるための支援	第3節 子どもが健やかであるための支援		
	■幼児期の学校教育保育の一体的提供	○	
第4節 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	第4節 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり		
	■仕事と子育ての両立の支援		○
	■児童虐待防止対策等の充実		○
	■母子家庭等の自立支援の推進		○
	■障がい児療育事業の充実		○
	■交通安全、防犯対策等の安心安全のまちづくりの推進		
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>第5章 計画の推進</b>		
	第1節 計画の推進体制		
	■市の推進体制		
	■住民、事業主、関係団体、行政が一体となった推進体制		
	第2節 計画推進のための各主体の役割		
	■家庭の役割		
	■地域の役割		
	■学校の役割		
	■事業主の役割		
	■関係団体の役割		
	■行政の役割		
資料編	資料編		

# 第1章 計画の概要

## 本計画の概要（趣旨・位置づけなど）について記載します

### 第1節 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す。

### 第2節 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### 第3節 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年

### 第4節 計画の対象

おおむね18歳未満の本市のすべての子どもとその家庭、地域、行政等すべての個人及び団体とする。

### 第5節 計画の策定体制

ニーズ調査、子ども・子育て会議、パブリックコメント実施など

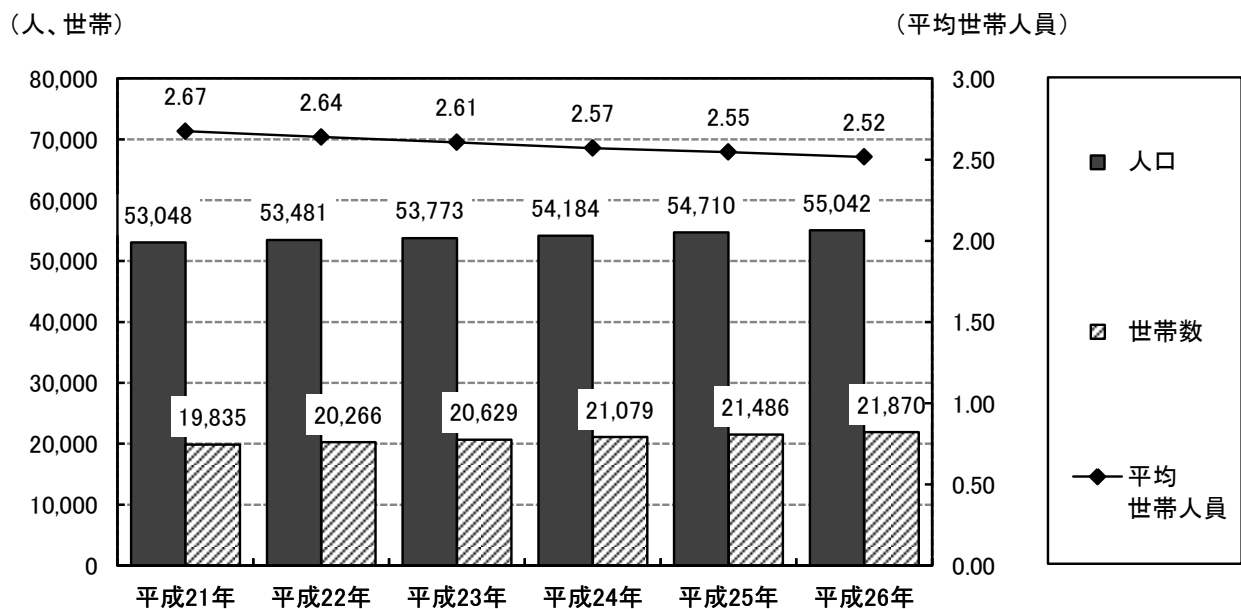
## 第2章 滝沢市の現状と課題

統計データ及び次世代育成支援行動計画後期計画の進捗状況などを踏まえて、滝沢市の現状と課題を整理します

### 第1節 人口世帯の状況

本市の人口は、平成26年と平成21年を比べてみると1,994人増加しています。あわせて、世帯数も増加しているため、一世帯あたりの平均人員が減少しており、一人暮らし世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

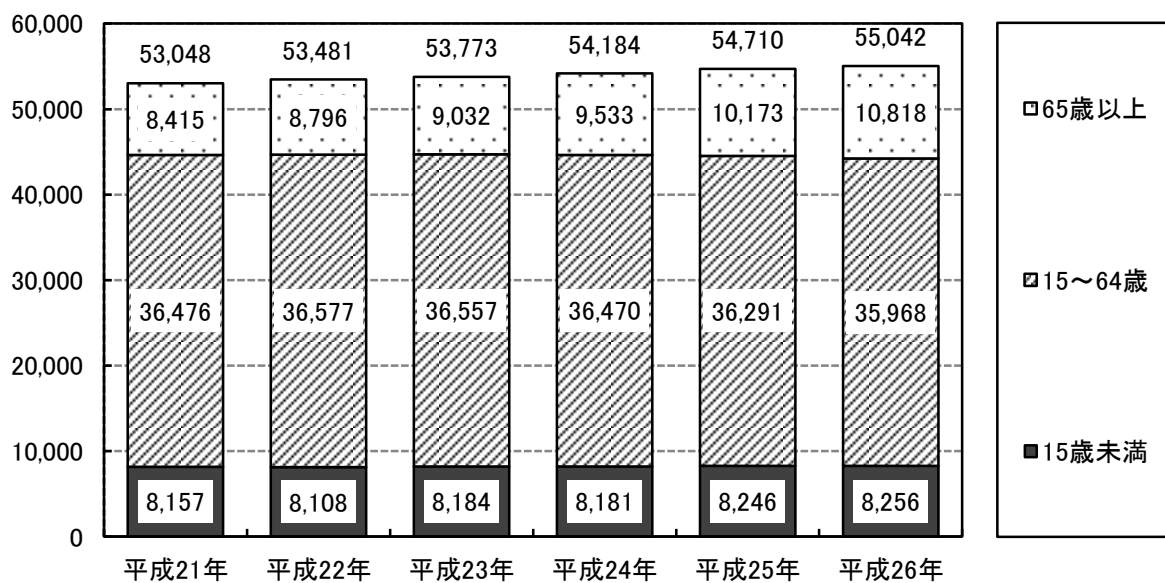
【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【年齢3区分人口の推移】

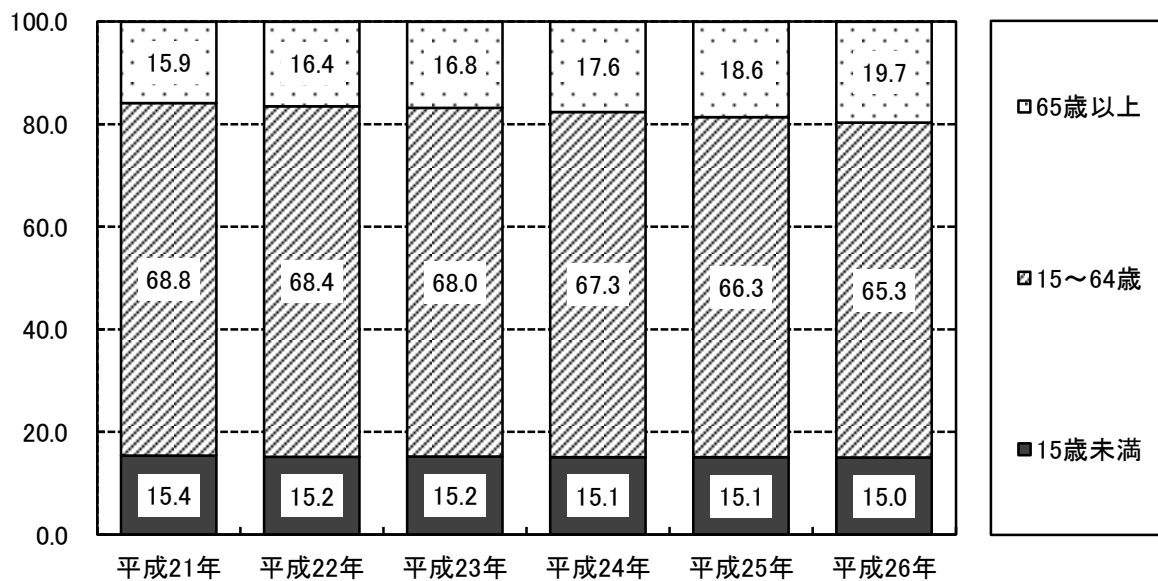
(人)



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

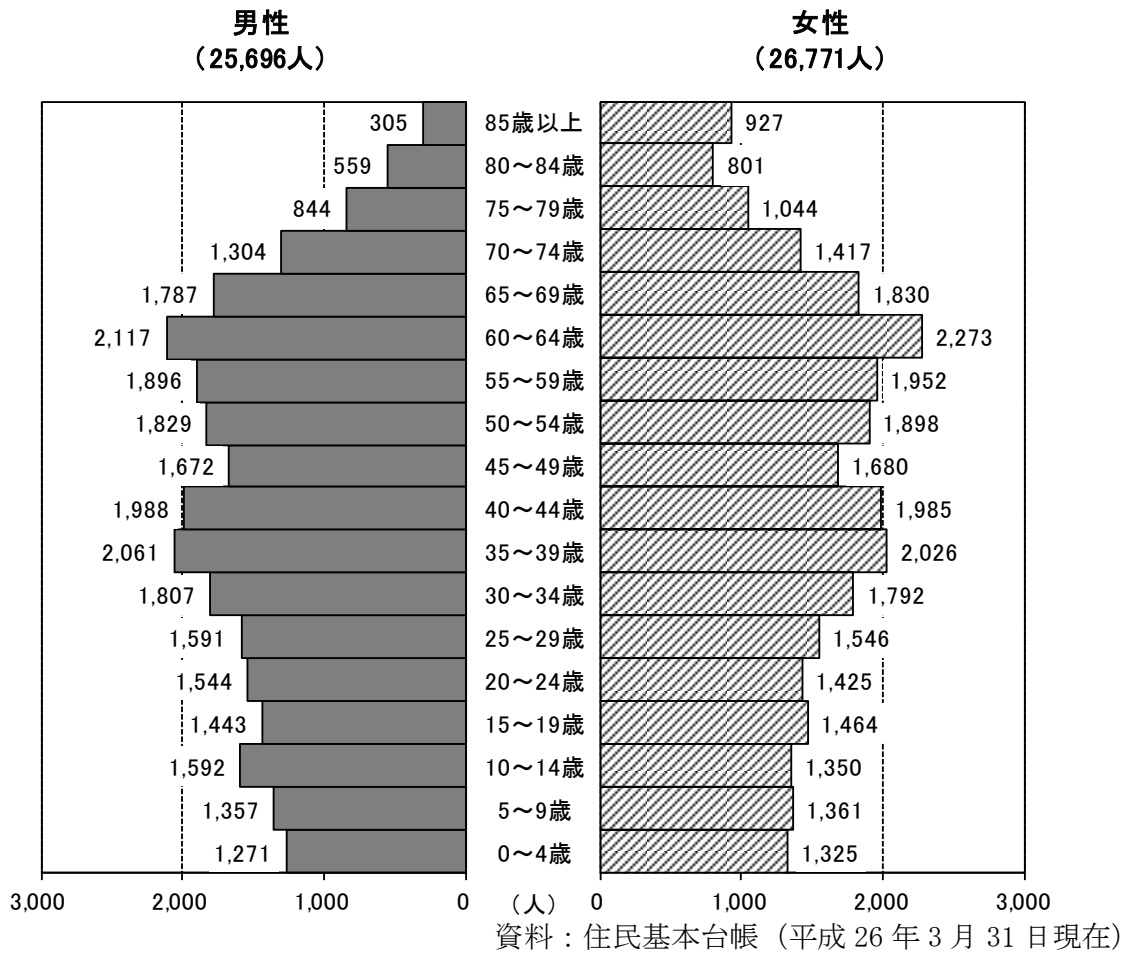
【年齢3区分人口構成比の推移】

(%)

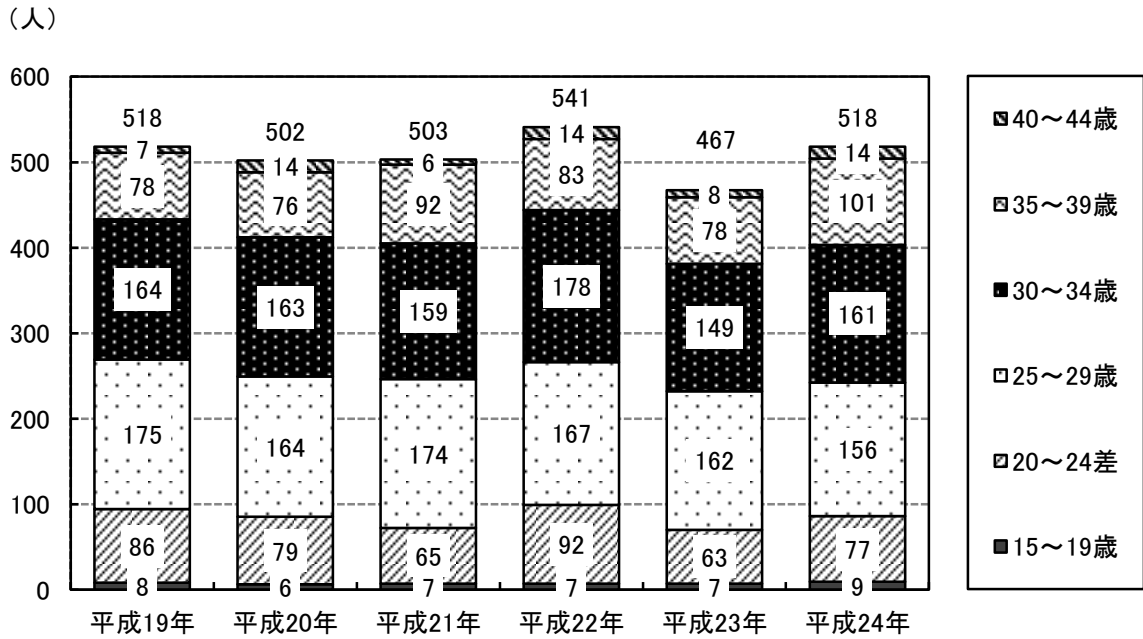


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【人口ピラミッド（平成 26 年）】

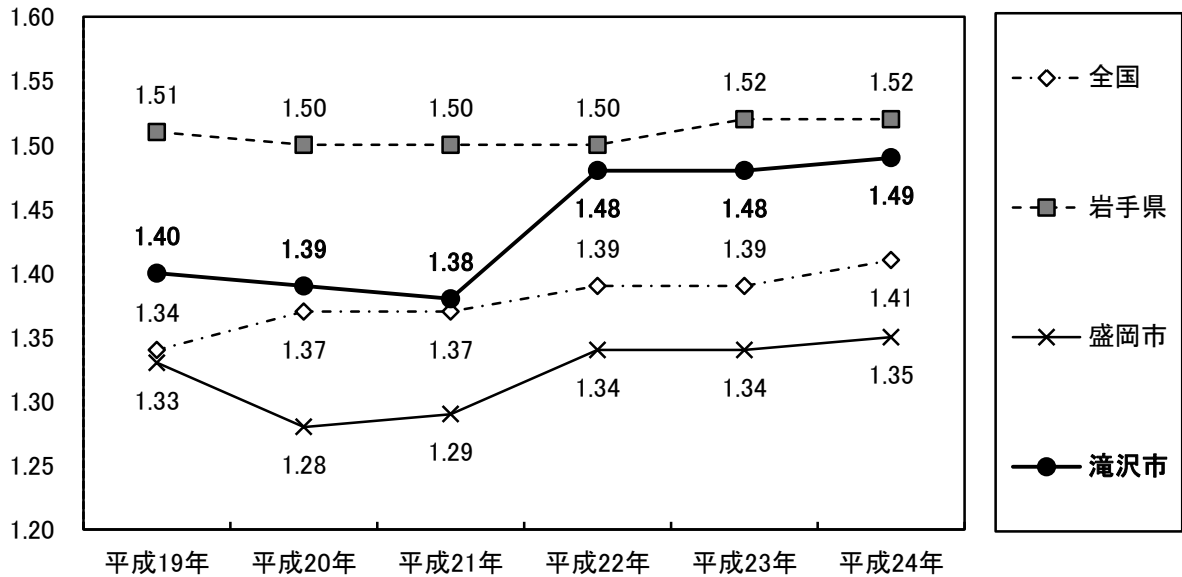


【母親の年齢階級別出生数の推移】



資料：岩手県保健福祉部（保健福祉年報）

【合計特殊出生率の推移】

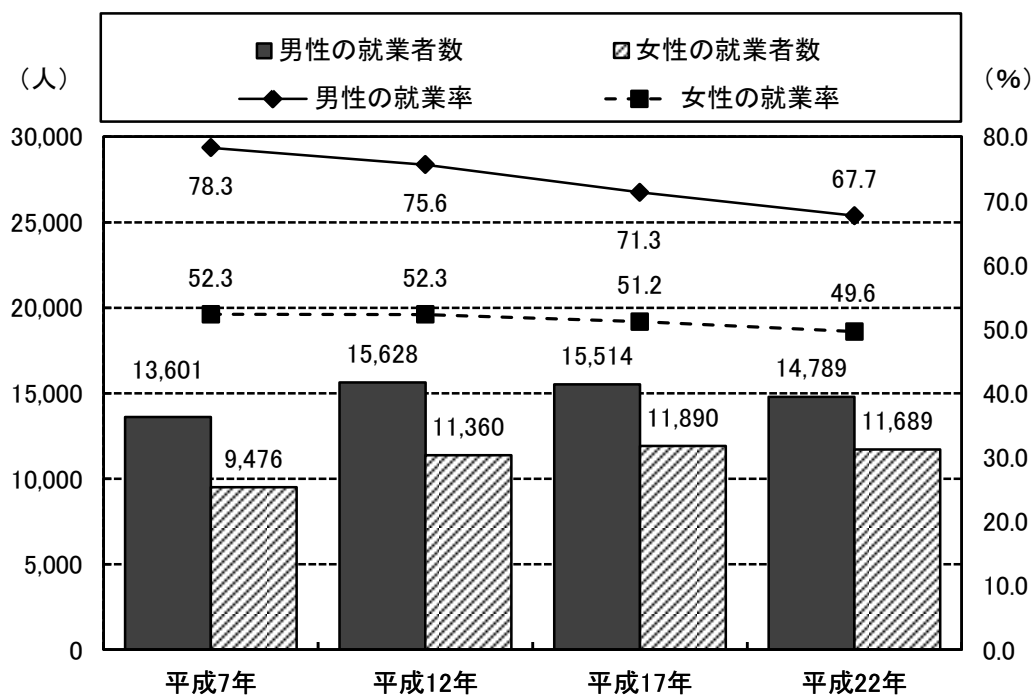


資料：保健福祉年報・全国は厚生労働省公表値（人口動態調査）



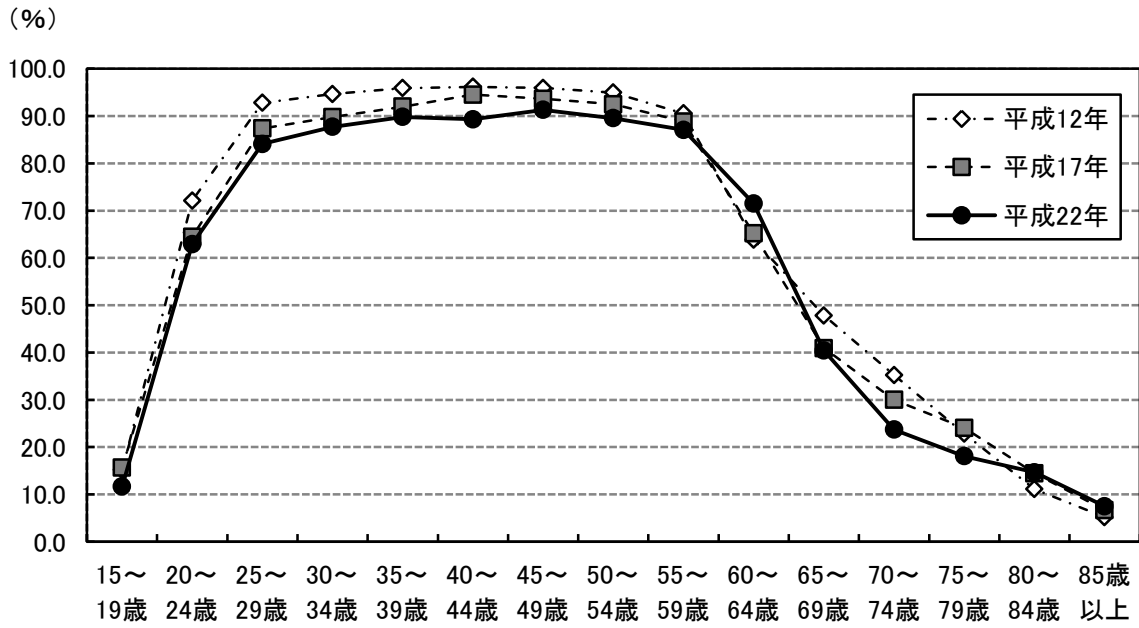
## 第2節 女性の就労状況

【男女別就労状況の推移】



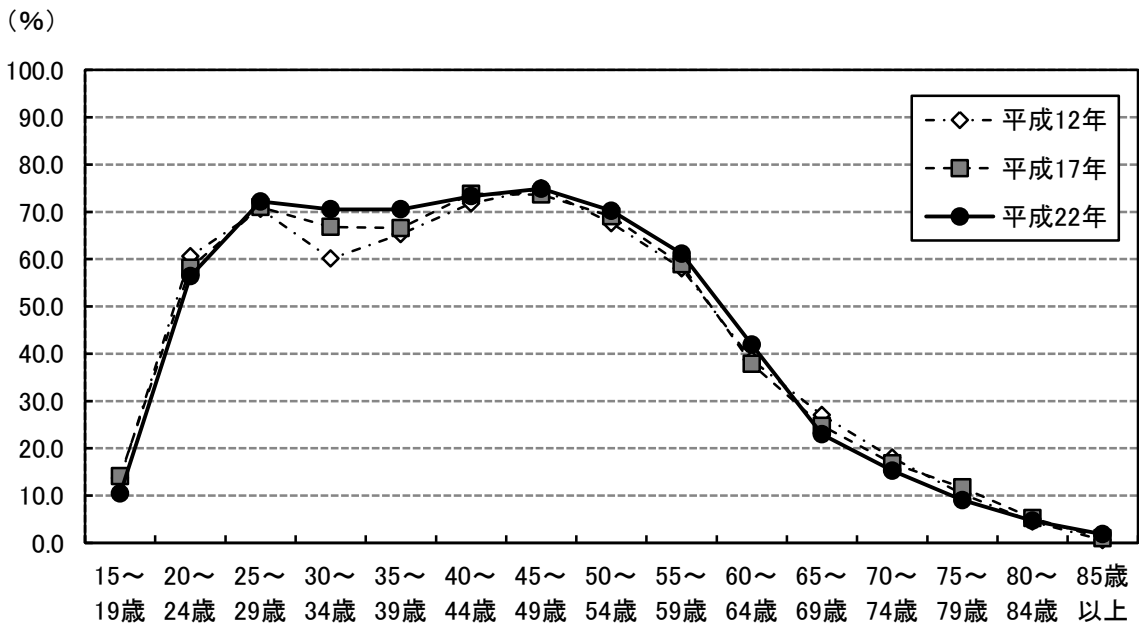
資料：国勢調査

【年代別就業率の推移／男性】



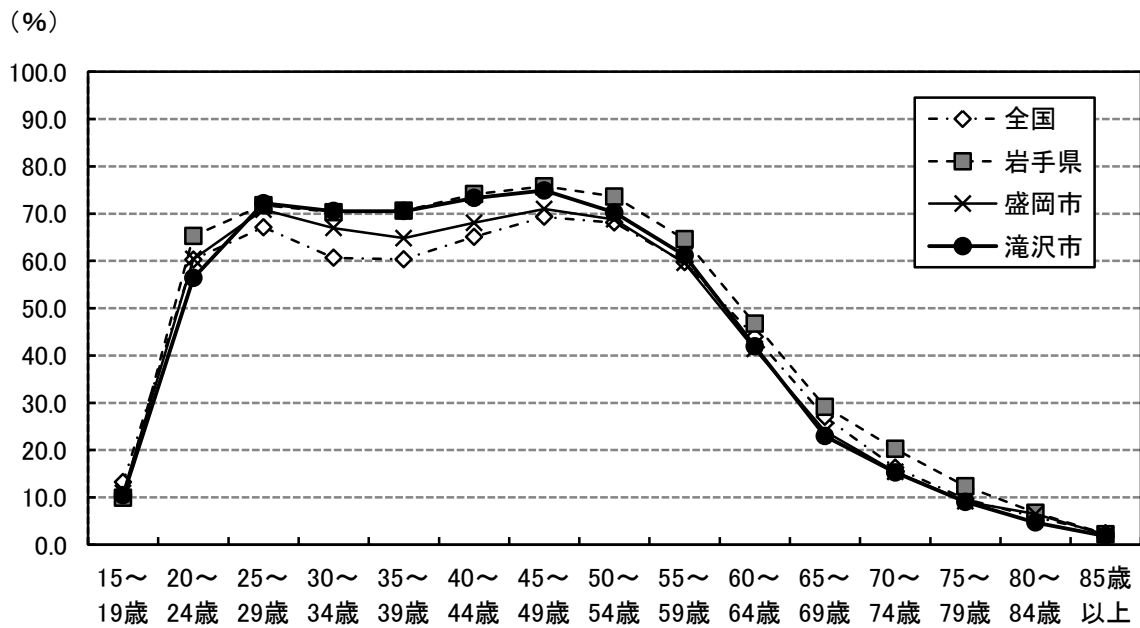
資料：国勢調査

【年代別就業率の推移／女性】



資料：国勢調査

【年代別女性就業率／平成 22 年】



資料：国勢調査

### 第 3 節 保育サービス等の現状

- 認可保育所の状況
- 保育児童数の推移
- 幼稚園数及び在園者数
- 放課後児童クラブ数及び在籍児童数の推移
- 放課後児童クラブ別在籍児童数

### 第 4 節 子どもの健全育成

### 第 5 節 母子保健事業等の現状

### 第 6 節 次世代育成支援行動計画後期計画の進捗状況と今後の課題

## 第3章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の体系 ※既存の3章を集約

#### ■基本的視点

3つの基本視点

#### ■基本理念

「滝沢村 次世代育成支援行動計画後期計画」における基本理念を踏まえ記載します

子どもの笑顔が輝くまちづくり

未来をつくる子どもたちが、自らの幸せの中で、いつまでも夢を描き続けることのできる社会を目指し、家庭や地域が一体となってその実現を目指します。

#### ■基本目標

- (1) 子育て家庭を支援する環境づくり
- (2) 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり
- (3) 子どもが健やかであるための支援
- (4) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### ■施策の体系

上記を体系図としてまとめます

### 第2節 子どもの数の推計 ※必須事項

### 第3節 教育・保育提供区域の考え ※必須事項

子ども子育て支援法の規定に基づき、児童数・市が提供する教育保育区域の設定について記載します。

(単位：人)	平成25年度(実績)			平成27年度			平成28年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の必 要性あり	0～2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)									
②確 保 の 内 容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)								
	地域型保育事業								
差(②-①)									

今後検討

## 第4章 施策の内容

子ども子育て支援法の規定に基づき、各事業の量の見込とその確保施策について記載します。尚、任意事項については、滝沢市に必要と考えられる事業について記載します。

### 第1節 子育て家庭を支援する環境づくり

- 施設型給付の充実 ※必須事項

### 第2節 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり

- 地域型保育給付の充実 ※必須事項
- 地域子ども・子育て支援事業の充実（子育て支援のネットワークづくり）※必須事項

### 第3節 子どもが健やかであるための支援

- 幼児期の学校教育保育の一体的提供 ※必須事項

### 第4節 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

- 仕事と子育ての両立の支援 ※任意事項
- 児童虐待防止対策等の充実 ※任意事項
- 母子家庭等の自立支援の推進 ※任意事項
- 障がい児療育事業の充実 ※任意事項
- 交通安全、防犯対策等の安心安全のまちづくりの推進

#### (A) 時間外保育事業

(単位：人)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

#### (B) 放課後児童健全育成事業

(単位：人)	平成25年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み		今後検討				
②確保の内容	-					
差(②-①)	-					

## 第5章 計画の推進

計画の進捗点検を行い、計画に定めた量の見込と実績に剥離が出た場合の見直しを行うためのPDCAサイクルの確保を明記します。

さらに、計画推進のために各セクションで必要とされる役割を記載します。

### 第1節 計画の推進体制

- 市の推進体制
- 住民、事業主、関係団体、行政が一体となった推進体制

### 第2節 計画推進のための各主体の役割

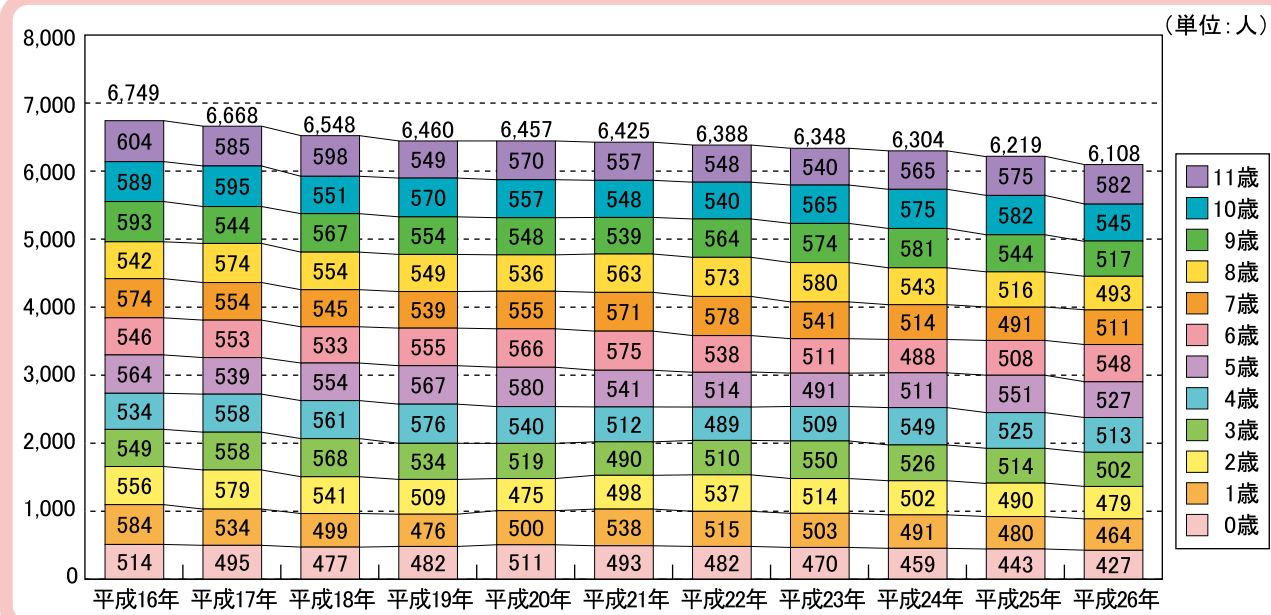
- 家庭の役割
- 地域の役割
- 学校の役割
- 事業主の役割
- 関係団体の役割
- 行政の役割

## 資料編

## 滝沢村の児童数等

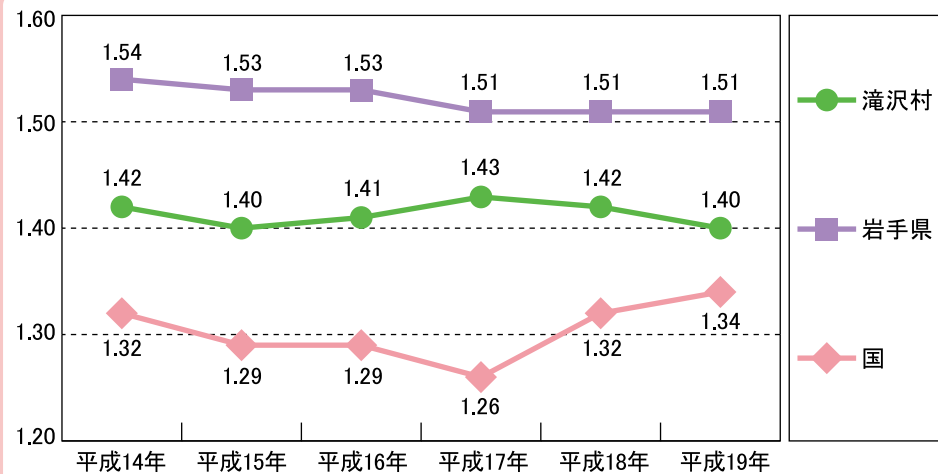
### \* 児童人口の推移 \*

11歳までの児童数の推移は、減少傾向で推移し、平成26年では平成21年と比較して、641人減少すると推測されます。



資料：住民基本台帳各年4月現在  
\* 平成22年からは、センサス変化率法による推計人口

### \* 合計特殊出生率 \*



合計特殊出生率は、増減があるものの横ばい傾向で推移しており、県よりは低いものの国よりは高く、平成19年では、1.40となっています。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08と言われており、自然増減からみると今後の人口減が予測されます。

資料：保健福祉年報・国は厚生労働省公表値

\* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値、一人の女性が平均して一生の間に産む子どもの数

次世代育成支援滝沢村行動計画(後期計画)についてのお問い合わせ先

滝沢村 児童福祉課  
〒020-0192 岩手県岩手郡滝沢村鶺鴒字中鶺鴒55番地  
TEL:019-684-2111(代) FAX:019-684-2245

# 次世代育成支援滝沢村行動計画 《後期計画》

## 概要版



### 計画策定の背景

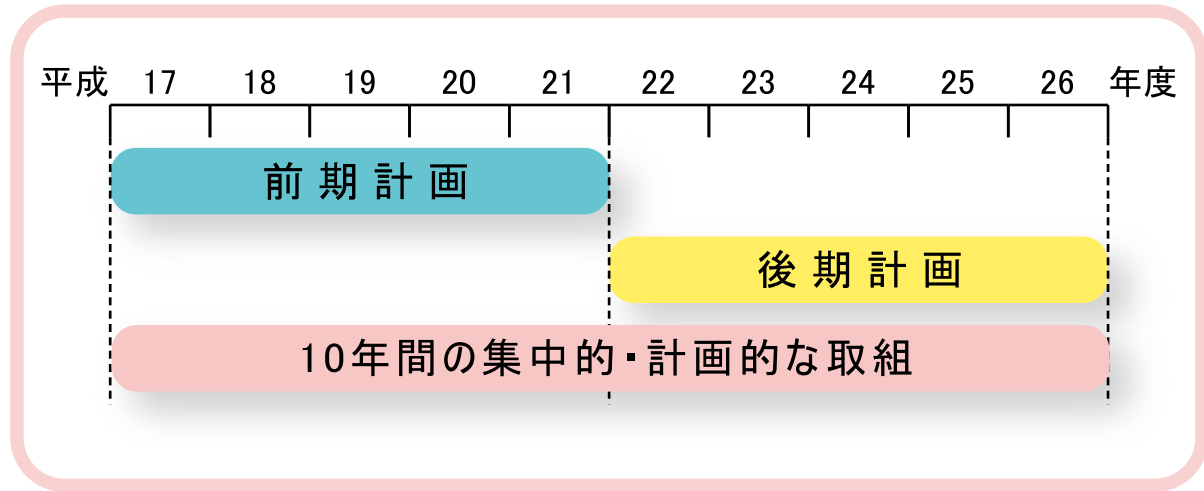
平成15年7月、急激に進行する少子化に対し、地域における子育て支援の強化を図るため児童福祉法を改正し、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。これを受け、国や地方自治体及び一定規模以上の企業は「行動計画」の策定が義務づけされることとなり、本村においても、次の世代を担う子どもと子育て家庭を支援するため「次世代育成支援滝沢村行動計画」を策定し、「子どもの笑顔が輝くまちづくり」を基本理念として、施策・事業の推進に努めてまいりました。

今回、「次世代育成支援滝沢村行動計画」の中間見直しの時期となっていることから、子育てに関わる村民の実態と意向、社会情勢等の変化を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い、「次世代育成支援滝沢村行動計画(後期計画)」を策定しました。



## 計画の期間

この計画は、「次世代育成支援行動計画策定指針」により10年間の集中的・計画的な取組とされていますが、5年を1期として策定していますので、中間年度である平成21年度に前期計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度の後期計画を策定しました。



## 基本理念

滝沢村の次世代育成支援対策の目指す方向性として、基本理念を次の通りとします。

### 「子どもの笑顔が輝くまちづくり」

未来をつくる子どもたちが、自らの幸せの中で、いつまでも夢を描き続けることのできる社会を目指し、家庭や地域が一体となってその実現を目指します。



## 基本理念

## 基本目標

### 基本的な視点

「子どもの笑顔が輝くまちづくり」

#### 子どもの視点

#### 次代の親づくりという視点

#### 地域など社会全体による支援の視点

### 1. 子育て家庭を支援する環境づくり

子どもが健やかに育つためには、家庭における出産や育児に対する不安や負担感を軽減し、喜びとゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めていくためには、職業、就労形態、家庭形態などで区分することなく、すべての家庭を対象に、様々な社会資源を活用しながら必要に応じた支援を図っていく必要があります。

そのためには、家庭はもとより、地域、企業、行政をはじめ社会全体で子育てを健全な次世代を育む社会的営みとして位置付ける視점에立ち、それぞれの役割を担いながら連携と協力をもって、子育て家庭の負担軽減に向けた環境づくりを推進します。

### 2. 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり

子どもたちが、豊かな人間性を形成し健やかに育つためには、成長する過程で、様々な体験活動や世代間交流などを通して多くの人と交流し、社会性、自主性、協調性を養うことが必要です。また、子どもへのいじめや虐待等が社会問題として存在するなかでは、子どもの人権や権利について再び認識を改める必要があります。そのため、子どもの権利を尊重しながら、適切な指導を行うとともに、児童虐待防止に向けた対策、母子家庭等への支援、障がいのある児童をもつ家庭への支援を通じ、全ての子どもが健全に成長できるための環境づくりを推進します。

### 3. 子どもが健やかであるための支援

健やかに生まれ育つことは、すべての家庭で第一に求められることです。そのため、健康な家庭を築くことができるよう、妊娠・出産から幼児期を中心とした保健・福祉・医療の充実を図り各種健康診査を行うとともに、経済的負担への支援、育児不安に対する相談等、健やかな育成に向けた取り組みを推進します。

### 4. 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくり

安心して子どもを生み育てるためには、居住環境や都市環境が快適であることが求められます。本村には豊かな自然が多くあり良好な生活環境にありますが、公園における遊具の安全確保や公共的施設のバリアフリー化、歩行者の安全性を踏まえた道路交通環境の整備、子どもの防犯対策など、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

